

令和7年度岐阜県立下呂特別支援学校高等部入学者募集要項

1 募集する学科、学年及び入学定員

| 部 | 課程 | 学科 | 学年 | 入学定員 |
|-----|-----|-----|------|---------------------|
| 高等部 | 全日制 | 普通科 | 第1学年 | おって、県教育委員会において決定する。 |

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）学校教育法施行令第22条の3に定める、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者。

（２）次のいずれかに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月に修了見込みの者

（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、当校所定の入学願書（様式1）に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した正面上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、9に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、当該出願者の調査書等として、次の書類を作成し、入学願書とともに、出願の期間内に、当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、調査書A（別記第3号様式）又は調査書B（別記第4号様式）を選択して使用する。ただし、平成30年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類（卒業証明書等）とすることができる。

在学（出身）学校の校長以外の職員が書類を提出する場合は、合わせて委任状も提出する。

ウ 入学者選考上必要と認められる場合は、その他の書類の提出を求めることがある。

（２）出願の期間

令和7年2月5日（水）から2月7日（金）まで。受付は、午前9時から午後4時までとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和7年2月10日（月）の一日のみ。受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

- (イ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。
- (ウ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の当校校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 検査等の期日と場所

令和7年2月13日（木） 岐阜県立下呂特別支援学校

※ 気象警報発表等により入学者選考の延期又は開始時間を繰り下げるなど日程の変更を決定した時は、速やかにその内容を当校のホームページに掲載するとともに、受検者の在学学校に連絡する。

(2) 日程及び検査等の内容

検査Ⅰ

| 日 程 | 検査等の内容 |
|-------------|--------|
| 9：05～ 9：20 | 受 付 |
| 9：20～ 9：30 | 日程等説明 |
| 9：40～10：30 | 国 語 |
| 10：45～11：35 | 数 学 |
| 11：45～ | 面 接 |

※ 出題範囲は概ね中学校3年生まで、面接は一人10分程度とする。

検査Ⅱ

| 日 程 | 検査等の内容 |
|-------------|--------|
| 9：05～ 9：20 | 受 付 |
| 9：20～ 9：30 | 日程等説明 |
| 9：40～10：00 | 国 語 |
| 10：10～10：30 | 数 学 |
| 10：45～ | 面 接 |

※ 出題範囲は概ね小学校6年生まで、面接は一人10分程度とする。

検査Ⅲ

| 日 程 | 検査等の内容 |
|------------|-------------------|
| 9：05～ 9：20 | 受 付 |
| 9：20～ 9：30 | 日程等説明 |
| 9：40～ | 観察検査 面接（保護者同伴） |

※ 観察を中心とした個別の検査を行う。観察検査と面接は、あわせて一人30分程度とする。

※ 検査方法については、教育相談等をふまえて、当校の選考委員会において決定する。また、検査の実施内容・方法は受検者の様子に応じて配慮する。

(3) 検査当日に受検者が持参するもの

- ア 受検票
- イ 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規）
- ウ 上履き

※ 携帯電話（スマートフォン等）、アラームや計算機能等のついた腕時計は、検査室内に持ち込めない。控え室及び検査室には、目安の時計が設置してある。

(4) 保護者の同伴について

ア 受検者には保護者が同伴することを原則とする。保護者は検査終了まで控え室で待機し、当校職員と連絡の上、受検者の必要な介助を行う。なお通訳が必要な場合は受検者が準備すること。

※ 成人年齢に達した受検者については、アの内容について行うことができる者の付き添いを求める場合がある。

イ 受検会場からの外出は、原則認めない。

ウ 控え室以外では、携帯電話等の電源を切ること。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和7年2月20日（木）午前9時に、合格者の受検番号を当校生徒玄関前に掲示して発表するとともに、学校のホームページ上に掲載して発表する。また、在学（出身）学校の校長に合否結果を通知する（電話等による問い合わせには応じない）。

7 入学予定者説明会

合格者の発表の後、入学予定者説明会を令和7年2月20日（木）午前9時30分から実施するので、合格者は保護者同伴で出席すること。

8 入学辞退の手続き

入学を辞退する者は、在学（出身）学校の校長に申し出る。在学（出身）学校の校長は、当校へ入学の辞退を書面にて提出する。

9 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。

10 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情、体調等を考慮し、特別の事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和7年3月28日（金）までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、校長が定める。

11 その他

- (1) 出願者は、令和6年10月31日（木）までに教育相談、令和6年11月上旬までに体験入学を行っていること。
- (2) 検査に対して合理的配慮が必要な場合は、願書提出の際に申し出ること。
- (3) 検査当日、欠席、遅刻するときは、午前8時までに在学（出身）学校を通して当校高等部主事に電話にて連絡すること。
- (4) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症や負傷などにより検査に支障が生じる状況が発生した際は、在学（出身）学校を通してすみやかに当校へ連絡すること。

12 入学者選考に係る情報の提供

当校の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。なお、請求者は事前に当校担当者に連絡し、情報提供の日時を打ち合わせる。

また、学力検査を実施した場合は、検査終了後その問題を掲示するなどして公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、当校とする。
- エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から一年間とする（当校の教育活動等に支障のある日時を除くものとする）。
- オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用（A4用紙一枚につき10円）は請求者が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、当校とする。
- エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から一か月間とする（当校の教育活動等に支障のある日時を除くものとする）。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

| | |
|------|------------------------------|
| 担当者 | 高等部主事 小栗 毅石 |
| 連絡先 | 電話 0576-24-1016 |
| 対応時間 | ※問い合わせ、連絡は平日午前9時から午後4時までとする。 |